

5-9 屋外消火栓設備

1 水源

5-2屋内消火栓設備1に準ずること。

2 加圧送水装置

5-2屋内消火栓設備2(3及び(11)を除く。)に準ずるほか、屋外消火栓設備専用の加圧送水装置とすること。ただし、ポンプを用いる加圧送水装置であって、屋内消火栓設備を同時に使用した場合に、屋外消火栓設備の性能に支障が生じないように5-2屋内消火栓設備2(3)アからウのとおり設置した場合は屋内消火栓設備のポンプと兼用することができる。

3 呼水装置

5-2屋内消火栓設備3に準ずること。

4 配管

5-2屋内消火栓設備4(14及び(20)を除く。)に準ずるほか、次によること。

(1) 配管の口径は、65A以上とすること。

(2) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に屋外消火栓設備用である旨を表示すること。

5 放水圧力

ノズルの先端で放水圧力が0.6MPaを超えないための措置は、5-2屋内消火栓設備5(4)に準じて減圧弁を設けること。

6 起動装置

5-2屋内消火栓設備6(ただし、(2)イの最低起動圧力値は、0.25MPaと読み替える。)に準ずること。

7 屋外消火栓箱等

(1) 設置場所は、原則として防火対象物の出入口又は開口部から概ね5m以内の範囲で、1階及び2階の内部に有効に放水できる位置に設けること。

(2) 屋内消火栓設備が設置義務となる防火対象物に屋外消火栓設備を設置した場合で、水平包含は可能であるが、防火対象物の1階及び2階の内部で中央部等有効に放水できない部分が生ずる場合、20mホースを1本増設してもなお、有効に放水できない場合には、屋内消火栓設備を設置するか、屋外消火栓箱を建物内に増設すること。

(3) 筒先

筒先は、次によること。

ア 筒先は、原則として噴霧切替式のものとすること。

イ 筒先は、認定品とし、口径は呼称19mm以上であること。

(4) ホース

ア ホースの長さは、ホース接続口からの水平距離が40mの範囲内の当

該建築物の各部分に有効に放水することができる長さとする事。

イ ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」(平成25年総務省令第22号)の呼称50又は65に係る規定に適合したものである事。

ウ ホースの両端には、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成25年総務省令第23号)の規定に適合した呼称50又は65の差込式結合金具を取り付けたものである事。

エ ホースは、二重巻又はハンガー掛等の状態で消火栓箱に収納する事。

(5) 消火栓開閉弁

5-2屋内消火栓設備7(3)に準ずるほか、原則として屋外消火栓箱内とすること。(開閉弁の操作が容易にでき、かつ、屋外消火栓箱から5m以内に設けたものを除く。)

(6) 屋外消火栓箱

5-2屋内消火栓設備7(4)イからオまでに準ずるほか、雨水等がかかるおそれのある場所に設けるものは、箱内へ雨水等が侵入しない措置を講ずること。

(7) 表示

ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は、白地に赤文字で「屋外消火栓」と表示すること。

イ 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は白地に赤文字で「ホース格納箱」と表示すること。

ウ イの場合、消火栓開閉弁設置位置には、赤地に白文字又は白地に赤文字で「消火栓」と表示した標識板等を設けること。

エ アからウまでの文字の大きさは、5cm平方以上とすること。

オ 屋外消火栓箱又はホースの格納箱には、使用方法を表示すること。

カ 赤色の灯火を5-2屋内消火栓設備7(5)イに準じて設けること。